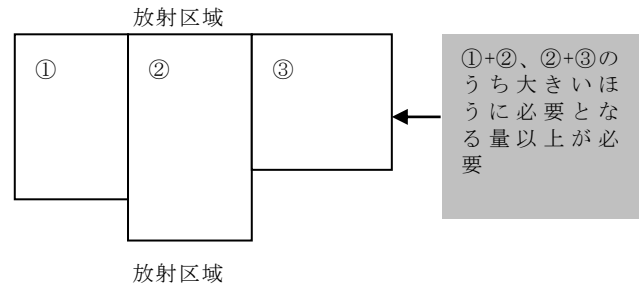


● 1 配管

配管等は、規則第 21 条第 4 項第 7 号の規定によるほか次によること。

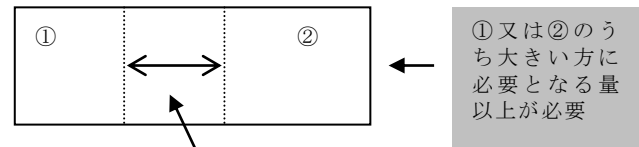
- (1) 起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、当該配管に誤作動防止のための逃がし弁を設けること。
- (2) 主管からの分岐部分から各ヘッドに至るまでの配管は、放射圧力が均一となるように全てトーナメントとし、かつ、末端のヘッド数は 2 個以下とすること。ただし、有効な 3 方分岐管を使用するものは、3 個とすることができる。 ☆
- (3) 配管を分岐する場合は、消火剤容器側にある屈曲部分から管径の 20 倍以上の距離をとること。ただし、消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式とした場合は、この限りでない。 ★

量以上とすること。ただし、放射区域が隣接する 2 のみで、放射区域が相互に 3m 以上重なる場合は、最大となる放射区域の量以上とすることができる。



● 2 消火剤容器等

粉末消火設備の消火剤容器、選択弁、容器弁等、噴射ヘッド、防護区画、制御盤、起動装置及び音響警報装置は、◇ガス系消火設備の例によること。 ★



● 3 圧力調整器

圧力調整器は、規則第 21 条第 4 項第 8 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 指示圧力が 1 次側にあっては、24.5MPa 以上、2 次側にあっては、調整圧力に応じた圧力計を設けること。 ★
- (2) 容器開放の際、2 次圧力を概ね 1.5MPa ないし 2.0MPa に減圧し、消火剤容器等に導入すること。 ☆
- (3) 有効放出時間において、放射圧力の 15% 減まで維持できる流量性能を有すること。

重複する放射区域が 3m 以上

イ 駐車のに供する部分にあっては、規則第 21 条第 3 項第 2 号の規定の「防護対象物の表面積 1 m²当たりの消火剤の量」を「放射区域の表面積 1 m²当たりの消火剤の量」と読み替えること。

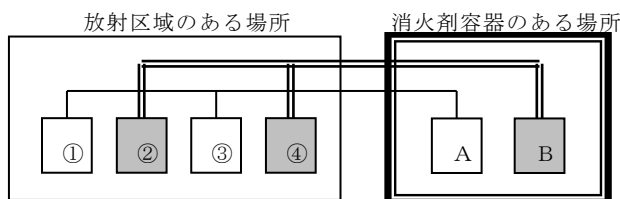
● 4 定圧作動装置

日本消防設備安全センターの認定品であること。

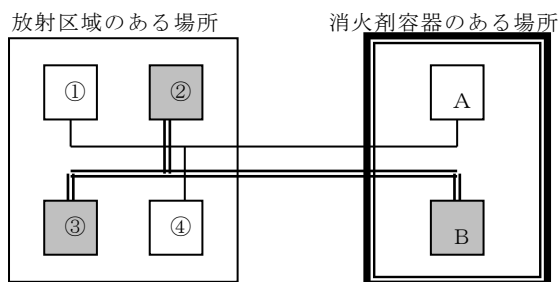
● 5 局所放出方式

- (1) 放射区域（一の選択弁により消火剤が放出される区域をいう。以下同じ。）が相互に接して 4 以上ある場合は、消火剤容器を 2 以上とすることができる。ただし、同一の消火剤容器が受け持つ放射区域の辺が次図のように相互に接しないようにすること。

ア 直列に放射区域がある場合 ☆



イ 並列に放射区域がある場合 ☆



ウ 隣接する 3 放射区域ごとに不燃区画されている場合は、消火剤容器を 1 個とすることができる。 ☆

(2) 消火剤の貯蔵量

ア 上記(1)、ウにより消火剤容器を 1 個とするときは、隣接する 2 放射区画の合計が最大とな

● 6 移動式

移動式粉末消火設備は次によること。

- (1) 移動式粉末消火設備が設置することができる部分

規則第 21 条第 5 項が準用する規則第 19 条第 6 項第 5 項に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、特殊消火設備 ● 1 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱いによること。

(2) 設置方法

ア 火災の際、容易に操作できる位置に設けること。

イ 格納庫の扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。

ウ 貯蔵容器の放出弁、加圧用ガス容器弁の手動操作部及びノズルは、床面からの高さが概ね 1.5m 以下の箇所に設けること

エ 地震動等による変形、損傷等が生じないように堅ろうに、かつ、傾きのないようい設置すること。また、自動車衝突するおそれのある部分に設ける場合は、保護のための措置を講ずること。

オ 表示灯の電源は、令第 11 条第 3 項の規定による非常電源又は他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない専用配線からとること。

カ 表示灯の配線は、耐火配線又は耐熱配線とすること。

キ 表示灯の電源に非常電源を設けるものにあつては、その容量は表示灯を 20 分以上点灯することができるものとする。

ク 移動式粉末消火設備は、指定認定機関による認定品とすること。

ケ 令第 18 条第 3 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 7m）を加えて消火できる長さをいう。（◇屋内消火栓 ● 1(3) 参照）

コ 多段方式の機械式駐車場には、移動式粉末消火設備を次により設置すること。

なお、防火対象物の部分（内部）の場合には、床面の上は２段まで、ピットとなる部分は１段までのものに限る。

(ア) 原則として、すべての車両の直近に容易に到達でき、政令第 18 条第 2 号及び第 3 号に規定する距離により有効に放射できるよう、消火足場を設けること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障のないよう次により設置すること。

なお、消火足場を各段に設置しなくても全ての車両に直接有効に放射できる場合には、２段毎に設置することができる。

- a 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。
- b 消火足場の天井高さは、おおむね 2 m 以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は 60 cm とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。
- c 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。
- d 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、格段の昇降口が、直上段の昇降口と相互同一直線上にないように、又は柵を設ける等転落防止措置を講じること。

(イ) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のもの（地下２段迄のものに限る。）は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置すること。

a 地下１段部分

- (a) 地上から有効に放射・消火できるノズル消火口を地盤面に設けること。
- (b) 車両 1 台あたりのパレットに短辺 10 cm、長辺 15 cm のノズル消火口を 2 個以上対角線になるように設置すること。（第 1 図）
- (c) ノズル消火口の付近には、ノズル消火口である旨の表示をすること。（第 2 図）

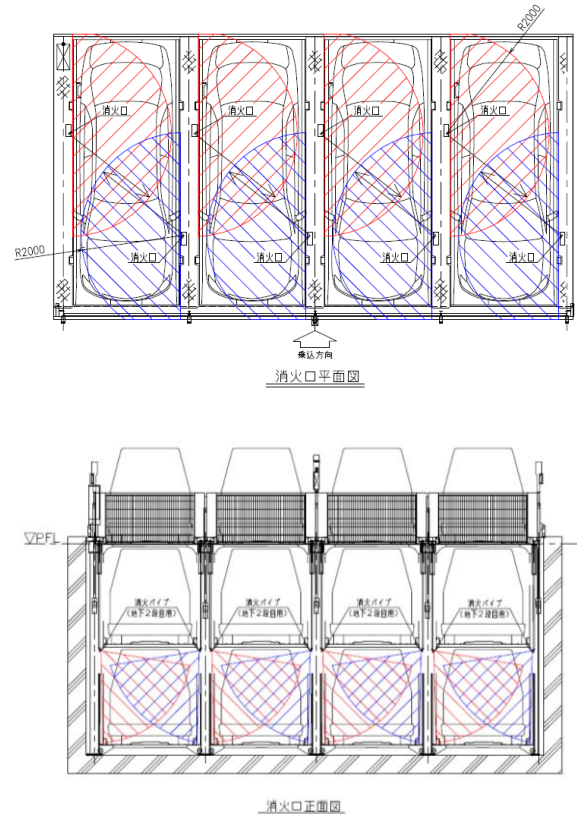
b 地下２段部分

- (a) 地上から有効に放射・消火できるノズル差込口を地盤面に設け、消火薬剤が地下２段部分の駐車スペース各部分まで有効に到達できるよう消火パイプ等を設置すること。
- (b) 車両 1 台あたりのパレットに短辺 10 cm、長辺 15 cm のノズル差込口を 2 個以上対角線になるように設置すること。
- (c) 放出口は噴射ヘッド方式とし、日本消防設備安全センターの認定品であること。また、車両のすべての表面を当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるよう、車両 1 台あたりのパレットに 2 個以上対角線になるよう設けること。
- (d) 消火パイプは、消防法施行規則第 2 1 条第 4 項第 7 号に規定するものであること。

(e) ノズル差込口及び放出口は、消火剤の漏れがない構造とすること。

(f) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。

第 1 図



第 2 図



サ 自走式駐車場に設けるものは、次によること。

- (ア) 屋上駐車場等に至る床面積に算入されない外部の開放された車路部分には、消火設備の設置を要しないものであるが、設置の指導をすること。
- (イ) 駐車場部分は、車路を含めて消火器具及び移動式の消火設備で警戒すること。★

